

株式交換法制等の創設に伴う本所制度の対応について

平成11年9月22日
名古屋証券取引所

項 目	内 容	備 考
<p>株式交換法制等の概要</p> <p>本所制度の対応</p> <p>1．完全親会社新株式の売買・決済</p> <p>2．吸収合併等の場合の売買・決済</p>	<p>株式交換 二社の株式を相互に交換することにより、一方の会社（A社）が他方の会社（B社）の完全親会社（100%親会社）となり、B社がA社の完全子会社（100%子会社）となる行為</p> <p>株式移転 既存の会社（B社）が、その株式を移転することにより、完全親会社となるA社を設立する行為</p> <p>株式交換又は株式移転により発行される新株式について、株式交換等の実施後、新株券が交付されるまでの間、(財)証券保管振替機構（以下「保振機構」という。）にみなし預託される新株券の残高をもって売買・決済を行うことにより、当該新株式の流通を確保する。</p> <p>現在、吸収合併の場合等において、合併期日等から新株券発行までの間の決済物件として利用している提出株券預り証については、その法的性格が明瞭ではないことからこれを廃し、株式交換等と同様に保振機構の残高をもって売買・決済を行う方法に変更する。</p>	<p>・合併等における株式発行実務を勘案すると、新株券発行まで40～50日程度要することが想定される。</p> <p>・保振法（19条）により株式の効力発生時に保振機構に株券が預託されたものとみなされる。</p> <p>・保振機構に預託せずに株券を提出した場合には、新株券交付まで売却できないこととなるため、当制度の周知徹底を図る。</p>

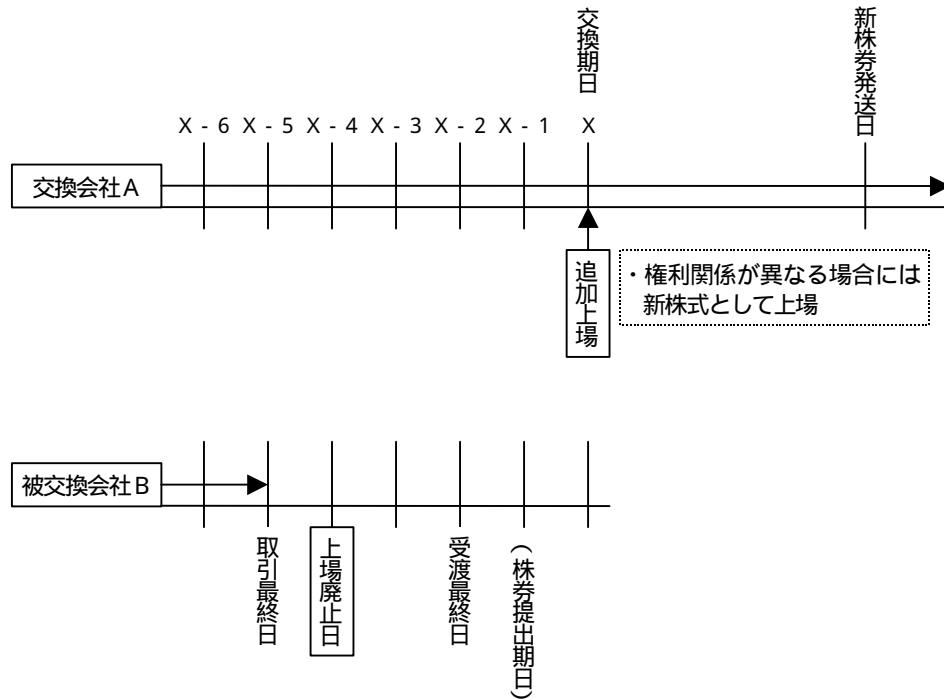
<p>3．完全子会社となる上場会社株券の上場廃止</p>	<p>株式交換又は株式移転により完全子会社となる上場会社の株券は上場廃止とする。</p> <p>上場廃止の時期</p> <p>a 上場会社の完全子会社となる場合、又は、非上場会社若しくは新設会社の完全子会社となる場合で当該非上場会社等が速やかに上場する見込みのあるとき</p> <p>「株券提出期間満了の日の3営業日前の日」に上場廃止する。併せて、合併等、株券提出を行う場合の上場廃止日（又は売買停止開始日）も同様に見直しを行う。</p> <p>b 非上場会社若しくは新設会社の完全子会社となる場合で当該非上場会社等が速やかに上場する見込みのないとき</p> <p>株式交換又は株式移転に係る株主総会決議が行われたときに上場廃止を決定し、翌日から整理ポストに割り当てる。</p> <p>整理ポストにおいて原則として3か月間整理売買を実施した後、上場廃止する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・上場廃止項目を新設 ・現行の合併等においては、「株券提出期間満了の日の1週間前日」に上場廃止することとしている。 ・現行の合併の場合と同様 ・株式交換等に関する取締役会決議が行われた場合に監理ポストに割り当てる。
<p>4．上場会社の親会社の簡易な基準による上場に関する規定の整備</p>	<p>上場会社が親会社として設立した持株会社の簡易な基準による上場に関する規定について、上場会社の親会社となる会社が持株会社であることを要しないこととする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・企業組織の再編の方法の多様化に対応する。
<p>5．その他</p>	<p>適時開示事実及び提出書類等に関し、所要の規定整備を行う。</p>	
<p>施行日</p>	<p>本年10月定例理事会において規則改正案を決議し、速やかに施行する。</p>	

以 上

株式交換等の場合における上場、売買及び決済日程案

[株式交換] (案)

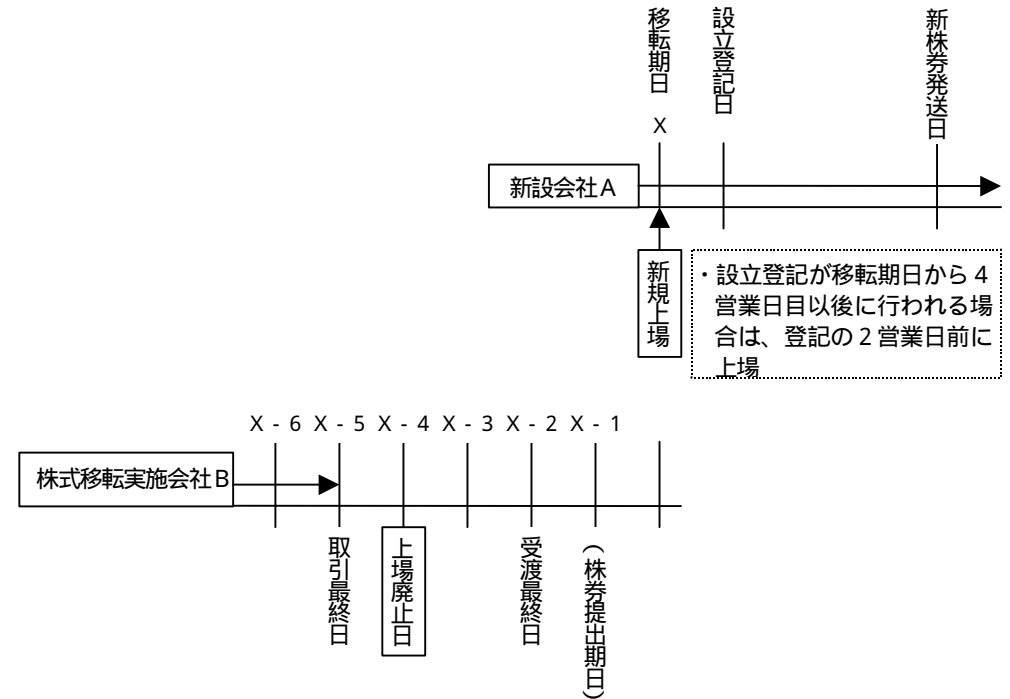
交換期日 (X) に、B 社株式の株式交換に係る A 社新株券を追加上場し、A 社株券に併合して売買を行う。売買の決済は A 社株券の口座振替により行う。



[株式移転] (案)

移転期日 (X) に、B 社株式の株式移転に係る A 社株券を上場し、A 社株券として売買を行う。売買の決済は A 社新株券の口座振替により行う。

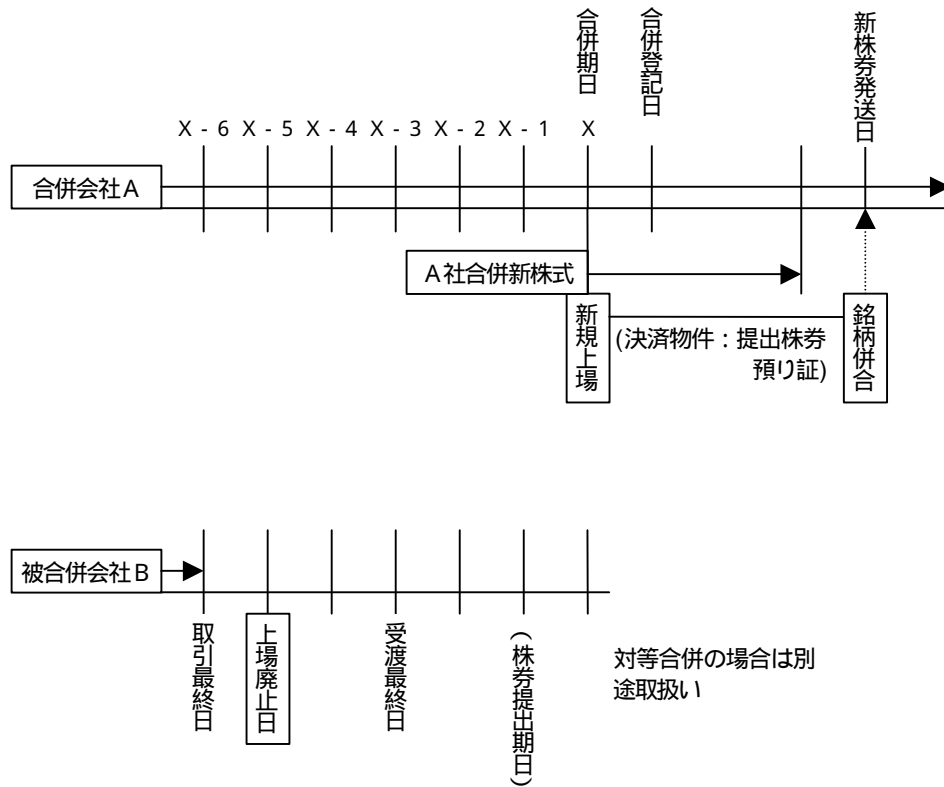
なお、A 社新株券の口座残高は、株式移転の効力発生 (設立登記) により発生することから、設立登記が移転期日から起算して 4 営業日目以後に行われる場合には、登記の 2 営業日前の日に上場する。



[吸収合併] (現行)

合併期日 (X) に、A 社合併新株式として上場し、売買の決済は提出株券預り証により行う。

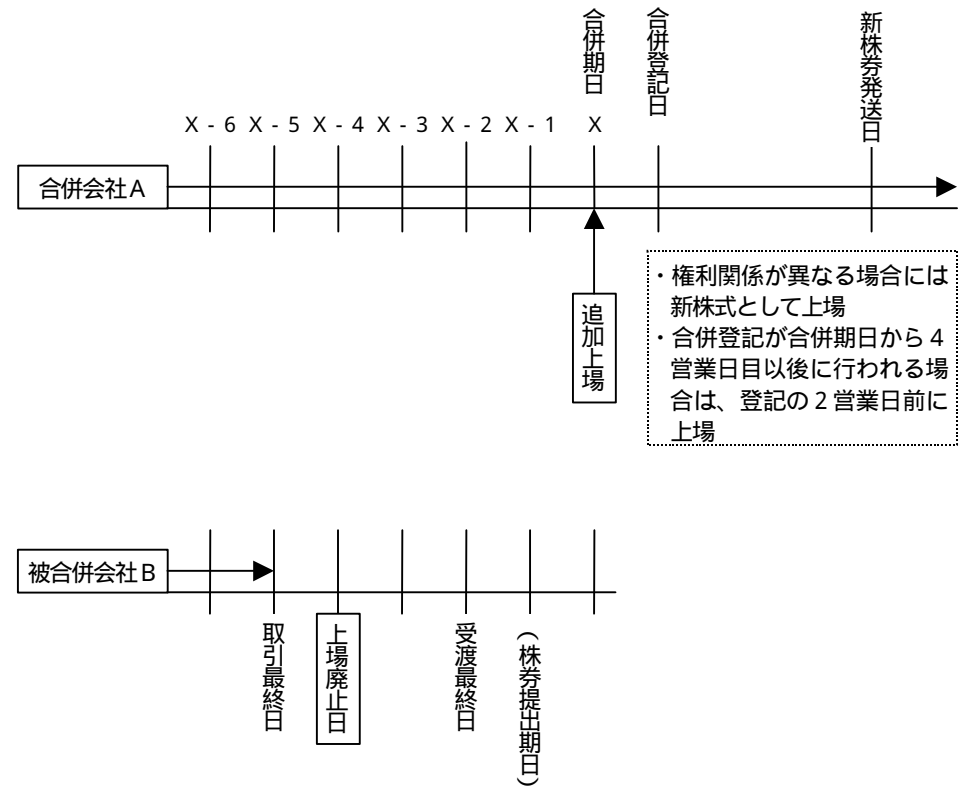
新株券発送日の翌日に銘柄併合する。



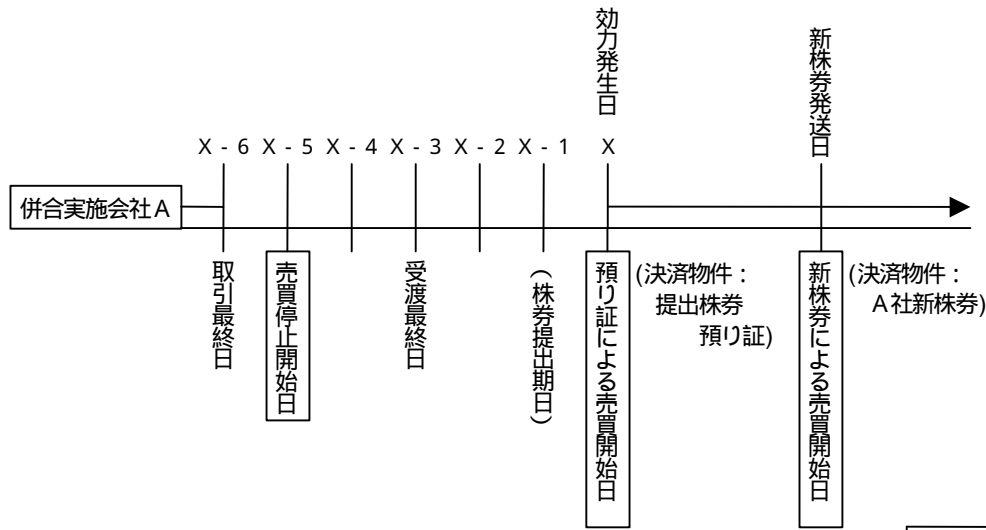
[吸収合併] (改正案)

合併期日 (X) に、B 社株式の合併に係る A 社新株券を追加上場し、A 社株券に併合して売買を行う。売買の決済は A 社株券の口座振替により行う。

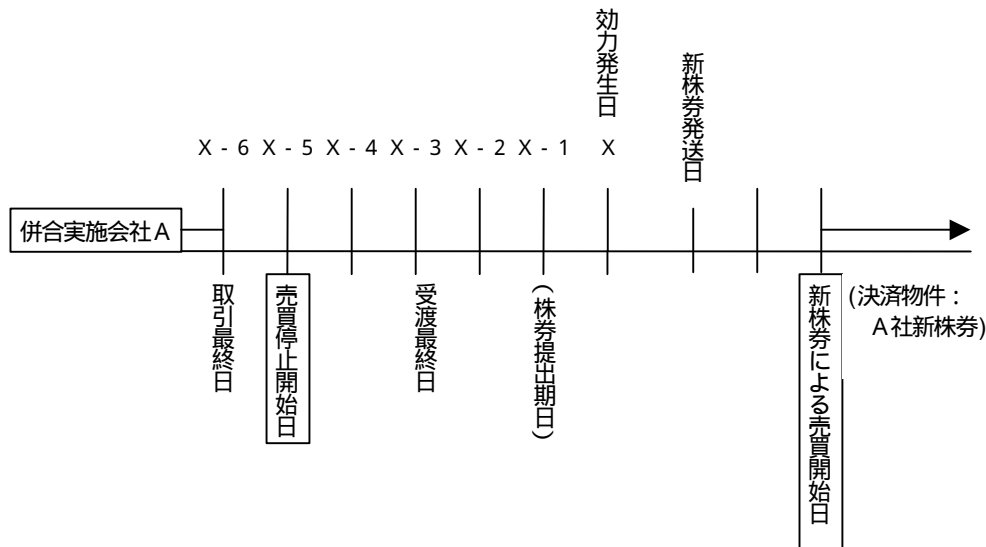
なお、A 社新株券の口座残高は、合併効力発生 (合併登記) により発生することから、合併登記が合併期日から起算して 4 営業日目以後に行われる場合には、合併登記の 2 営業日前の日に追加上場する。



[株式併合（分割）]（現行）



[株式併合（分割）]（現行） 預り証不使用



[株式併合（分割）]（改正案）

併合（分割）効力発生日（X）からA社新株券の口座残高による売買を開始する。
 現行制度上は、提出株券預り証の使用・不使用により売買日程が異なっているが、改正案においては一律に取り扱われる。

